

町民課からのお知らせ

TEL 0493-62-2153

令和6年度市町村交通災害
共済を受付中です！

この共済は、皆さんが会費を出し合
い、交通事故により負傷したとき、見
舞金をお支払いする相互扶助制度で
す。

加入できる方 加入時に嵐山町に住民
登録をしている方／嵐山町に居住する
加入資格者に扶養され、就学のため区
域外に転出している方

※資格のない方が加入しても、見舞金
給付の対象になりませんので、ご注意
ください。

受付窓口 町民課／ふれあい交流セン
ター／郵便局

共済期間 4月1日から翌年3月31日
までです。ただし、年度途中で加入す
る場合は申込日の翌日からです。

※加入者が他市町村へ転出した場合も
共済期間内は有効です。令和5年度会
員の方は、本年3月31日で期間満了と
なります。

共済会費 (年額) 一人500円

診断書料付加給付 組合所定の診断書
の原本を提出したときは、見舞金に診
断書1通あたり5千円が加算されま
す。※共済見舞金を請求できる期間は

療養費の支給

交通事故にあった日の翌日から起算し
て「2年以内」です。

次の場合には、いったん全額自己負
担となりますが、後日、国民健康保険
担当窓口へ申請し、審査決定されれ
ば、自己負担分を除いた額があとから
支給されます。

▼急病等やむを得ない事情で、国保を
扱っていない医療機関にかかったり、
保険証を持たずに治療を受けたとき。

▼コルセットなど治療用装具を購入し
たとき。(医師が認めた場合)

▼海外滞在中に急病で医療機関にかか
ったとき。(海外療養費)

申請に必要なもの 保険証・本人確認
書類・振込先がわかるもの・診療内容明
細書・領収書・医師の意見書など、申請
内容によって異なりますので、担当ま
でお問合せください。

産前産後期間の国民年金保険
料が免除になります！

国民年金第一号被保険者の方
届出時期 出産予定日の6か月前から
届出可能です。

産前産後期間の取扱 産前産後とし
て認められた期間は保険料を納付され
たものとして老齢基礎年金の受給額に
反映されます。

上下水道の修理等は、
嵐山町指定工事業者へ

上下水道の修理等は、嵐山町の指定
を受けた指定給水装置工事業者、排
水設備指定工事店で行うことが
できません。

最近、嵐山町の指定を受けていない
業者による広告等を見かけます。十分
ご注意ください。嵐山町の指定業者の一
覧表は、町ホームページでご覧にな
れます。上下水道の修理は、町の指定
業者へお申込みください。

なお、修理等の際は、見積りをとる
など事前にご確認ください。

水道給水契約について

水道を使用開始する際は水道供給契
約の条件等を定めた(嵐山町給水条
例、嵐山町給水規程)をよくご確認ください。

環境課からのお知らせ

TEL 0493-62-0719

4月から未分解でのスプリングマット
レスの引取り(有料)を開始します

納付券配布先及び配布開始日 環境課
窓口・小川地区衛生組合窓口(事務所
内)で4月1日から。

上下水道課からのお知らせ

TEL 0493-62-0728

水道の開栓・閉栓の届出は
お早めに

次の場合、事前に申請手続きが必要
となります。

- ①転入転居により、水道を使用する
- ②転出転居により、水道を止める
- ③家屋の増改築や、長期間不在などに
より、一時的に水道を止める

④水道の所有者や使用者を変更する

※②③で届出がない場合、使用の有無
に関わらず基本料金がかりますの
で、ご注意ください。

※②以外の届出書様式は町ホームペー
ジからダウンロードできます。

受付時間 平日8時30分～17時15分
※土日・祝日は水道の開栓・閉栓に係る
作業を行っていません。

3・4月は受付及び開閉栓業務が大
変混み合います。希望日の3～4日前
までに届出を出してください。

水道料金の支払について
水道給水契約について

水道料金の請求は、検針した使用水
量をもとに2か月に1度、奇数月に行
っています。

※日本年金機構ホームページにも制度
の詳細を掲載しております。

継続免除を申請されている方
で、配偶者状況が変更された
場合は申出ください。

年金保険料の全額免除又は納付猶予
の承認を受け、翌年度以降も全額免除
又は納付猶予の申請を希望している方
については、婚姻や離婚等により配偶
者の状況に変更があった場合には日本
年金機構への届け出が必要になりま
す。

申請書などの年金関係の届出にマイ
ナンバーの利用で、添付書類が省略で
きる場合があります。

〈要予約〉マイナンバーカード
手続きのための特別開庁

3月16日(土) 9時～12時

マイナンバーカードの申請、受領、
電子証明書の更新業務を行います。
窓口で申請用の写真撮影のサービス
も行います(無料)。

平日の業務時間内にご来庁が難しい
方は、この機会をぜひご利用くださ
い。お電話での予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務(住
民票等証明書の発行や住民異動の手續
き)はできません。

クシー利用券を交付しますので、ご希
望の方は申請してください。

令和5年度の利用券(クリーム色)の
有効期限は3月31日までです。利用し
ていない券はご返却ください。

町内に住所があり身体障害者手帳1
～3級または療育手帳マルA～Bをお
持ちの方

持参するもの 手帳

受付 3月25日(月)から

※土日祝日を除く

○障害者等クシー助成券

軽度の障害がある方に令和6年度障
害者等クシー利用券を交付いたしま
すので、ご希望の方は申請してくださ
い。

令和5年度の利用券(桃色)の有効期
限は3月31日までです。利用してい
ない券はご返却ください。

町内に住所があり次の手帳等をお持
ちの方

▼身体障害者手帳4級～6級

▼療育手帳C

▼精神保健福祉手帳1級から3級

▼指定難病による医療受給者証(小児
慢性特定疾患医療受給証も含まれま
す)。

持参するもの 手帳または難病による
医療受給証

利用できるクシー会社 イグチ交通
株式会社／有田株式会社小川観光クシー
／観光クシー有限公司／森林公園交

世界自閉症啓発デー及び
発達障害啓発週間

4月2日は世界自閉症啓発デー、ま
た4月2日から8日は発達障害啓発週
間です。自閉症をはじめとする発達障
害について広く知っていただくため国
内では様々なイベントを開催していま
す。

パネル展示(予定)

4月2日(火)～4月8日(月)

コフーンシティ

懸垂幕の掲示(予定)

4月2日(火)～4月8日(月)

埼玉県庁 本庁舎東側

さいたま新都心駅での啓発活動

3月2日(土)～4月8日(月)

さいたま新都心駅改札口LED掲示板